



Yanagisawa Accounting Firm

柳澤会計グループ

〒391-0003 長野県茅野市本町西 1-40

TEL : 0266-72-5060 FAX : 0266-72-5063

2021年経営革新オンラインセミナーのお知らせ

令和3年1月21日（木）に恒例となりました新春セミナーを開催いたします。今回は、コロナ渦でありますので会場に集まっての講演を避け初の試みとして Zoom を使ったオンラインセミナー（ウェビナー）で開催いたします。

パソコン・タブレット等でインターネット環境があれば何処にいても受講が可能です。

講演内容等の詳細については別紙の案内をご覧ください。ご多忙とは存じますが、多くの方のご参加をお待ちしております。

日時：令和3年1月21日（木） 13:30～15:00

会場：オンライン ※インターネットにつながるパソコン・タブレット等をご準備ください。

費用：無料



新型コロナウイルス感染症の給付金申請期限

新型コロナウイルス感染症の給付金等について申請期限が以下のように迫ってきています。要件に該当するものがあり、申請が未済の方が居ましたら早めに申請の準備をしてください。当事務所でも申請手續のお手伝いを行っていますので不明等あればお気軽にお問い合わせください。

制度	期限	要件（概略）
持続化給付金	令和3年1月15日（金）	R2. 2～12月の売上についていずれか1ヶ月が前年比▲50%以上
家賃支援給付金	令和3年1月15日（金）	R2. 5～2月の売上についていずれか1ヶ月が前年比▲50%以上or連続する3ヶ月が前年比▲30%以上
固定資産税減免	令和3年2月01日（月）	R2. 2～10月の売上についていずれか1ヶ月が前年比▲50%以上（全額免除）、連続する3ヶ月が前年比▲30%～▲50%（半額免除）

年末年始休業のご案内

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

誠に勝手ではございますが、下記の期間を年末年始休業とさせていただきます。

令和2年12月27日（日）～令和3年1月3日（日）

※令和3年1月4日（月）より通常どおりの営業となります。

～贈与税の基礎知識～

令和2年も1ヵ月を残すのみとなりました。令和2年中に財産を贈与した方や贈与を受けた方、これから財産を贈与しようとする方もいらっしゃるかと思います。贈与をされた場合には、税務署に対して贈与税の申告が必要になる場合があります。今回は、贈与税の制度について確認していきます。

■ 贈与税は誰に課税される？

贈与税は、財産を贈与した側ではなく、贈与を受けた側、つまりもらった人にかかってきます。贈与を受けた方は、財産をもらって終わりではなく贈与税の申告が必要かどうか確認しなければなりません。

贈与税の課税方法には、「暦年課税」と「相続時精算課税」の2つがあります。

■ 贈与税の計算方法

$(\text{贈与を受けた財産の合計額} - \text{控除額}) \times \text{税率} = \text{贈与税額}$

■ 暦年課税と相続時精算課税

	暦年課税	相続時精算課税
贈与者	誰でも可能	原則として60歳以上の 父母・祖父母
受贈者	誰でも可能	20歳(※)以上の子または孫
控除額	毎年110万円（受贈者1人あたり）	累計額で2,500万円（控除を受けた場合は、その控除部分を除いた残額）
贈与税率	累進税率	控除額2,500万円を超える部分に 一律20%
贈与税申告 の要否	暦年で110万円以下の贈与であれば 申告は不要	贈与金額にかかわらず、贈与を行った場合は申告が必要
相続時の 取扱い	相続等により財産を取得した人が 受けた相続開始前3年以内の贈与財産 については相続財産に加算	相続時精算課税を適用した贈与財産 をすべて相続財産に加算
課税方法の 変更	相続時精算課税への変更可	暦年課税への変更可

※2022年4月1日以降は18歳

■ 贈与税の非課税に関する各種特例

各種特例を利用することにより、一定額まで贈与税を非課税にすることができます。ただし、制度の適用には一定の要件があるため、ご利用をお考えの方は、ぜひご相談ください。

- ①住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税
- ②教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税
- ③結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税
- ④夫婦の間で居住用不動産を贈与したときの配偶者控除

(坂本憲彦)

税金・会計 Q&A



新型コロナウイルス感染症の予防のためのマスクの購入は、確定申告で医療費控除の対象となりますか？

<事例>

私は、新型コロナウイルス感染症を予防するために、マスクを購入しましたが、この購入費用は、確定申告において医療費控除の対象となりますか。

<回答>

医療費控除の対象となる医療費は、

- ①医師等による診療や治療のために支払った費用
- ②治療や療養に必要な医薬品の購入費用

などとされています（所得税法73条2項、所得税法施行令207条1項）。

ご質問のマスクについては、病気の感染予防を目的に着用するものであり、その購入費用はこれら①②のいずれの費用にも該当しないため、医療費控除の対象となりません。

また、健康維持を目的とするビタミン剤の購入費用など病気の予防のための費用も医療費控除の対象となりません。



PCR検査の費用は、確定申告で医療費控除の対象となりますか？

<事例>

私は、先日、新型コロナウイルス感染症のPCR検査を受けましたが、この検査費用は確定申告において医療費控除の対象となりますか？

<回答>

- (1) 医師等の判断によりPCR検査を受けた場合

新型コロナウイルス感染症にかかっている疑いのある方に対して行うPCR検査など、医師等の判断により受けたPCR検査の検査費用は、上記の費用に該当するため、医療費控除の対象となります。

ただし、医療費控除の対象となる金額は、自己負担部分に限りしますので、公費負担により行われる部分の金額については、医療費控除の対象とはなりません。

- (2) 上記1以外の場合（自己の判断によりPCR検査を受けた場合）

単に感染していないことを明らかにする目的で受けるPCR検査など、自己の判断により受けたPCR検査の検査費用は、上記のいずれの費用にも該当しないため、医療費控除の対象となりません。

ただし、PCR検査の結果、「陽性」であることが判明し、引き続き治療を行った場合には、その検査は、治療に先立って行われる診察と同様に考えることができますので、その場合の検査費用については、医療費控除の対象となります（所得税基本通達73-4参照）。

※医療費控除の適用を受ける場合は、医療費の領収書から「医療費控除の明細書」を作成し、確定申告書に添付してください。

医療保険者から交付を受けた医療費通知がある場合は、医療費通知を添付することによって「医療費控除の明細書」の記載を簡略化することができます。

なお、「医療費控除の明細書」の記載内容を確認するため、確定申告期限等から5年を経過する日までの間、医療費の領収書（医療費通知を添付したものを除きます。）の提示又は提出を求める場合があります。



令和2年分 年末調整 改正点

■ 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

今年新設された申告書で、名前の通り3つの申告書で構成されています。

・ 給与所得者の基礎控除申告書

基礎控除の額は従前は一律38万円でしたが、合計所得金額に応じて変動することになりました。本人がご自身の本年の収入金額を記入することになります。不明な場合は会社側で付記する等対応が必要です。

・ 給与所得者の配偶者控除等申告書

配偶者控除額・配偶者特別控除額を算定します。配偶者がいない、従業員本人の合計所得金額の見積額が1000万円超である、配偶者の合計所得金額の見積額が133万円超（給与のみの場合は201.6万円超）である場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用対象外ですので記載不要です。

・ 所得金額調整控除申告書

給与所得控除額の上限が引き下げられ、給与年収850万円超の場合は税負担が増加します。ただし一定の要件を満たす場合は税負担の緩和措置として、所得金額調整控除の適用が可能です。

要件としては、給与年収850万円超の場合で、従業員本人が特別障害者である、年齢23歳未満の扶養親族を有する、特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する場合、のいずれかになります。

令和2年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所得控除関係 氏名(氏名) あなたの住所 〒 市区町村 番地 番 号 あなたの氏名 フリガナ あなたの住所 フリガナ	基・配・所
---	-------

～記載に当たっての注意～

①「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書」については、次の場合に応じて記載してください。
 1. 給与の支払額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書」の両方を記載してください。
 2. 給与の支払額が133万円を超えている場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください。
 ②「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は記載してください。あなたが年末調整の適用を受ける場合は、給与の支払額が850万円を超えている場合は、「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれかに該当しない場合は、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

①「控除額の計算」の「区分1」欄については、「基礎控除申告書」の「区分1」欄を参照してください。
 ②「基礎控除申告書」の「区分1」欄がA～Cに該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分1」欄がD～Eに該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

配偶者の氏名	配偶者の生年月日	配偶者の所得金額	配偶者の所得金額	配偶者の所得金額
フリガナ	年 月 日	所得金額	所得金額	所得金額

③ 配偶者の生年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
所得の種類	収入金額	所得金額

④ 48万円以下かつ年齢が65歳以上
☐ (Q25.1.1以前生)
 (老人控除対象配偶者に該当)

(所得税委員会)

職員コラム ～ささやかな楽しみ～

鎌倉 一成

早いもので今年も残すところあと1ヶ月となりました。今年はコロナ禍による生活の中で家族旅行を諦めたり、外食を控えたりと家にいる時間が多くなりました。そんな中で過去に買ったため映画のDVDを見返していました。その中の一つに、アメリカンコミックの実写映画であるアイアンマンシリーズがあります。ハイテクスーツを身にまとい活躍するヒーローを描いていますが、メカ好きな私としてはとても好きな映画です。

映画を見返していたのと同じタイミングで、テレビで流れていたアイアンマンを組み立てようという趣旨のCMが目にとまりました。デアゴスティーニジャパンが販売している「週刊アイアンマン」という商品です。100号に渡って細かくパーツが分けられており、コツコツとフィギュアを組み立てていく商品です。週刊となっていますので、完成するまでには2年程かかることになります。完成すると全長約60cm、重量約3.6kgのアイアンマンになるようで、かなり立派なフィギュアが出来上がるようです。早速、購読の手続きをして、現在は13号まで進んでいます。しかし100までにはまだまだ時間が掛かります。最後のパーツを組み上げる瞬間、完成する姿を楽しみにコツコツと組み立てていきたいと思っています。

この先しばらくはコロナウイルスの影響を受けながらの生活となり、以前のような生活に戻るには時間が掛かると思います。今後も様々な制限を受けたり、我慢をしたりの生活が続くと思いますが、その環境の中でできることや楽しみを見つければ生活できたら良いなと考えています。

